



市幹部職員らに向って年頭の訓示を行う岸部市長

冒頭で岸部市長は、昨年9月の豪雨災害に触れ、現場での職員の復旧活動に対して労をねぎらいながら、「穏やかな新年を迎えることができたが、被災地では未だに復旧作業が続ぎ、不自由な生活を強いられている市民もいる。今後、市道や林道など被害を受けた箇所の早期復旧に向け、取り組みを進めたい」と、全力を傾けて災害復旧にあたる決意を述べた。また、「災害はいっ襲ってくるかわからない。再び起きたことを想定しながら、業務にあたる

最後に、「まずは『新生の年』の第一歩。市民サービスの見直しを図りながら、新しい市を創り上げる気持ちで取り組んで。今年もさまざまな事業やイベントに従事することになるが、また、常に市民とコミュニケーションを取りながら、誤解を与えないような仕事をしてほしい」と、市民との相互理解に基づいた、職員の積極的な取り組みを求めました。

被災箇所の早期復旧

誤解を与えない仕事を

◇平成20年 年頭の訓示◇

積極的に市の物産をPR

「新生の年」として取り組みを

市長日誌

市長日誌

◇12月16日～31日

被災者に対する所得税の軽減措置

災害により住宅や家財に損害を受けた方は、所得税法による雑損控除または災害減免法による所得税の軽減のどちらか有利な方法を選択できます。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法								
対象となる資産の範囲等	自己または生計を一にする扶養親族等有する資産（生活に通常必要でない資産、事業用資産等を除く）。	自己または生計を一にする扶養親族等有する住宅または家財。ただし、損害額が住宅や家財の2分の1以上であること。								
控除額または所得税の軽減額	控除額は、次の①と②のうちいずれか多い方の金額。 ①差引損失額－所得金額の10分の1 ②差引損失額のうち災害関連支出金額－5万円 ※差引損失額＝損害金額－保険金等で補てんされる金額	税額控除額は、次の額。 <table><tr><th>合計所得金額</th><th>所得税の軽減額</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>500万円超 750万円以下</td><td>2分の1の軽減</td></tr><tr><td>750万円超 1000万円以下</td><td>4分の1の軽減</td></tr></table>	合計所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減
合計所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	○災害に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を提出または添付することが必要。 ○損失額が、その年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できる。	○原則として、損害を受けた年分の所得金額が1000万円以下であること。 ○「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要。								

住民税からの住宅ローン控除について

●控除の対象になる方は

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

●申告が必要でず

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

●申告書の提出方法

- ①所得税の確定申告をされない方 申告書に源泉徴収票を添付して市役所税務課（または各支所企画総務課）へ提出
- ②所得税の確定申告をされる方 所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

軽油引取税免税証(農業用)の交付申請を受付けます

- 申請日時及び場所
1月21日（月）～23日（水）
9:30～12:00・13:00～15:30
北秋田市役所本庁舎
- 交付日時及び場所
2月1日（金）9:30～12:00
北秋田市役所本庁舎
※2月5日以降は随時対応
- ◎お問い合わせ
北秋田地域振興局県税課税務班
☎0186-49-2211

	交付申請に必要な書類等	新規	更新	継続	書換
1	免税軽油使用者証		○	○	○
2	使用する機会の購入等証明書	○			○
3	免税軽油使用者証交付手数料 400円	○	○		
4	誓約書	○	○		
5	免税証交付申請書	○	○	○	○
6	共同申請明細書 ※共同申請は○	※	※	※	※
7	免税軽油の引取り等に係る報告書		○	○	○
8	免税軽油の引取りを証明する納品書や購入証明書等		○	○	○
9	耕作面積の証明書 ※共同申請は全員分	○	○	○	○
10	印鑑 ※共同申請は全員分	○	○	○	○
11	未使用免税証（残券）		○	○	○